

岩手県告示第178号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和6年3月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
栃内第二病院	滝沢市大釜吉水103番地 1	令和9年3月15日
盛岡友愛病院	盛岡市永井12地割10番地	令和9年3月16日
医療法人社団高松病院	盛岡市館向町4番8号	〃